

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（案）について

（付議の要旨）

男女共同参画と多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進し、多様性を認め合い、人権を尊重する男女共同参画社会及び多文化共生社会を実現することを目的とする「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」について条例案をまとめたので、報告する。

1 主旨

区では、基本構想、基本計画で掲げる個人の尊厳や多様性の尊重との整合を図り、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現」を基本理念として掲げる第二次男女共同参画プランを昨年3月に策定し、今後10年間のめざすべき方向性を示した。

一方、平成24年に施行された新たな在留管理制度と住民基本台帳制度により、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となり、外国人住民に対して、行政サービスを提供する基盤ができた。

しかしながら、今もなお、男女共同参画の分野では固定的な性別役割分担意識の解消が進まないことやドメスティック・バイオレンスが増加傾向にあること、多文化共生の分野では、外国人住民に地域社会の構成員として社会参画を促し、外国人がもたらす多様性を生かすしくみや、国籍や民族等に関わらず、誰もが活躍できる地域社会づくりなど、多くの課題がある。

個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことは、国境、民族を越えて私たち人類の目指すべき方向である。また、一人ひとりの違いを認め合うことが、多様な生き方を選択でき、またあらゆる活動に参画でき、責任を分かち合うことができる社会の実現につながる。

区は、こうした理念を区、区民、事業者で共有し、一体となって男女共同参画と多文化共生を推進することにより、多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することを目指し、本条例を制定する。

2 条例案の構成

別紙1「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（案）」のとおりのとおり

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 区の責務

第5条 区民の責務

第6条 事業者の責務

第7条 性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる差別の解消等

第2章 基本的施策等（第8条―第10条）

第8条 基本的施策

第9条 行動計画

第10条 拠点施設

第3章 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（第11条）

第11条 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

第4章 苦情処理（第12条・第13条）

第12条 苦情の申立て等

第13条 苦情処理委員会

第5章 雑則（第14条）

第14条 委任

附則

3 骨子案からの検討経過

- (1) 区民意見募集 9月20日～10月11日（102人、296件）
- (2) 条例シンポジウム 9月30日（26名参加）
- (3) 第5回「（仮称）世田谷区多様性を認め合い、人権を尊重する男女共同参画と多文化共生を推進する条例」検討PT 10月18日（パブリックコメント等）
- (4) 第6回「（仮称）世田谷区多様性を認め合い、人権を尊重する男女共同参画と多文化共生を推進する条例」検討PT 12月4日（条例案）

4 骨子案からの修正内容

別紙2「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例 条例案と骨子案の対照表」の太字下線部分

- (1) 前文（新規）
- (2) 第2条 定義（多文化共生、性別、ドメスティック・バイオレンス）
- (3) 第7条 性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる差別の解消等（文化的違いの説明追記）
- (4) 第8条 基本的施策（全項目修正、2項追記）
- (5) 第10条 拠点施設（新規）
- (6) 第11条 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（委員任期等追記）
- (7) 第12条 苦情の申立て等（苦情及び苦情処理追記）
- (8) 第13条 苦情処理委員会（新規）

5 今後のスケジュール（予定）

平成30年	2月	区民生活常任委員会（条例案報告）
	2月	第1回区議会定例会（条例案提案）
	4月	条例施行